

○都市再生整備計画評価委員会設置要綱

平成20年6月25日
20小区第567号

(趣旨)

第1条 この要綱は、都市再生整備計画評価委員会(以下「委員会」という。)の設置及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 小牧市が実施する都市再生整備計画事業で次に掲げる事業実施地区の事後評価について、その妥当性を審議するため、委員会を設置する。

- (1) 小牧南地区
- (2) 味岡地区
- (3) 小牧山周辺地区
- (4) 小牧線沿線地区

(所掌事務)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議し、その事務の処理については、当該各号に掲げるとおりとする。

- (1) 事後評価手続等 事後評価の手続き及び都市再生整備計画の目標達成状況の確認等の結果について、その妥当性を審議し、不適切な点又は改善すべき点があると認めたときは、小牧市に意見の具申を行う。
- (2) 今後のまちづくり方策等 今後のまちづくり方策等の内容の妥当性を審議し、不適切な点又は改善すべき点があると認めたときは、小牧市に意見の具申を行う。

(組織)

第4条 委員会は、委員3人以上で組織する。

(委員)

第5条 委員会の委員は、市民代表及び学識経験者のうちから第2条に規定する事業実施地区ごとに市長が委嘱する。

2 委員の任期は、当該事業実施地区の第3条に規定する事務が終了するまでとする。

(会長)

第6条 委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、会長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委員会の運営)

第8条 委員会の会長は、会議ごとにその会議録を作成し、あらかじめ指名した委員2人と共に署名するものとする。

2 委員会は、事業に従事する市職員を委員会の会議に出席させ、説明を求めることができる。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成20年6月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

R6小牧線沿線地区都市再生整備計画評価委員会委員

団体名			役職名	氏名
委員	学識経験者	中部大学人文学部 歴史地理学科	教授	オオツカ トシユキ 大塚 俊幸
委員	学識経験者	名古屋経済大学法学部 ビジネス法学科	教授	ハギハラ アキヒサ 萩原 聡央
委員	市民代表	久保一色本田区	区長	イマエダ ヒロミ 今枝 博実
委員	市民代表	文津区	区長	トリヤ マナブ 鳥谷 学
委員	市民代表	北外山区	区長	アンドウ カズノリ 安藤 和憲

※学識経験者については、都市計画審議会委員から選出

※市民代表については、都市再生整備計画の要素事業のうち、事業費が大きい事業等に関連する区から選出

- ・久保一色本田区…本田会館北公園、市道久保一色佃7号線、第3老人福祉センター
- ・文津区…小牧文津土地区画整理事業、文津循環1号線ほか2路線、宮前公園、天王塚公園
- ・北外山区…小牧南土地区画整理事業